

## J R 西労・松下さん地位確認等請求訴訟 不当判決弾劾！

12月22日、J R 西労の松下さんがJ R 西日本を相手取り、車掌職復帰と損害賠償を求めた裁判で、大阪地方裁判所は地位確認（車掌復帰）を却下、その他の請求は棄却するという不当判決を下しました。私たちJ R 東海労は、不当判決を弾劾する！

裁判所は、日勤教員については一切触れず、あれだけの大事故を引き起こしたJ R 西日本を擁護するかのよう主張を取り入れたのです。我が仲間の主張は一切無視するなど、絶対に許せません。

松下さんは、J R 福知山線事故の当該列車に車掌として乗務していました。事故後、松下さんは体調を崩し入院しました。そこまで追い込んだのは、J R 西日本なのです。従って、J R 西日本が責任をもって松下さんを車掌職場に復帰させることは義務です。こともあろうに、J R 西日本は法廷で、「車掌業務の能力に欠ける」と主張するなど、人権を否定し、人間性の欠片もないことを平然と行っているのです。絶対に許してはなりません。

松下さんは控訴して闘うことを決意しています。私たちJ R 東海労は、勝利を勝ち取るまで松下さんと共に闘います。

2010年12月23日 大阪日日新聞



**車掌への復職認めず**  
事故で乗務「異動先示されただけ」  
大阪地裁

尼崎J R脱線事故のく訴えが不適法だと電車に車掌として乗務述べてた。原告側は、脱線事故(47)休職中が復をめぐりJ R西が労働帰後に事務職に就くよ者の安全配慮義務に違う提示されたのは不当反したとして100万だとして、J R西日本田の損害賠償も求めてに車掌としての地位確認を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は22日、訴えを却下した。

原告側は「会社の過失による事故で休養を強いられた理由もなく、さんは事故後、体調を回復を拒まれていた。判決と診断された。200理由で中村哲裁判長7年には一回復しつつは、異動先を示されたある」との診断書を「にすぎないことを指R西に出したが、同社摘。「車掌職以外へのは「客に安心してもらう辞令が出たわけではなう必要がある」として、

判決後、記者会見する松下正俊さん(中央)22日午後、大阪市北区の大阪司法記者クラブ